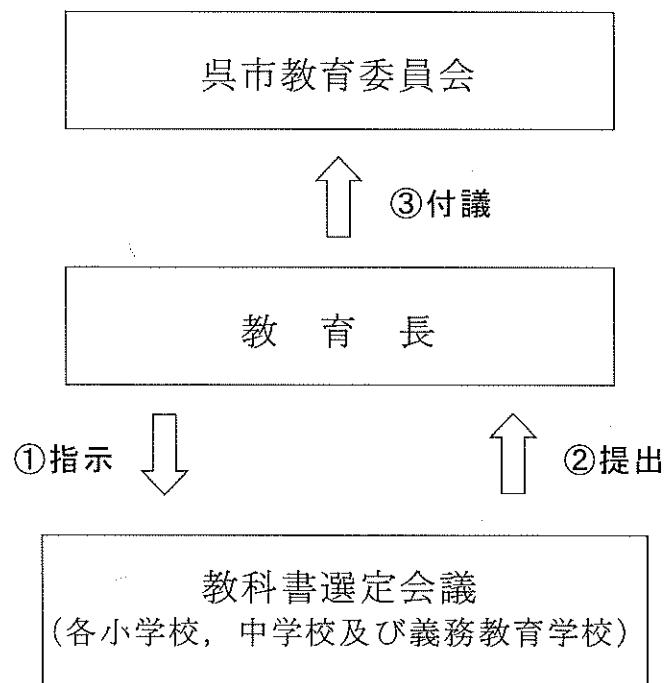


教科用図書採択の手順【特別支援学級】

④採択の決定



- ① 各小学校、中学校及び義務教育学校（以下「各学校」という。）に「令和7年度に呉市立小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び日程を示し、教科用図書の選定について指示する。
- ② 各学校は、教科書選定会議を設置し、児童生徒の障害の状況及び発達段階に適合した教科用図書を選定するとともに、選定理由書を提出する。
- ③ 教育長は、教育委員会の会議に付議する。
- ④ 各学校が選定した教科用図書について審議し、会議の議決を経て採択を行う。